

総務文教常任委員会

平成25年5月10日

葛城市議会

総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成25年5月10日（金） 午前9時30分 開会
午前11時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 赤井 佐太郎
副委員長 辻 村 美智子
委員 中 川 佳 三
" 春 木 孝 祐
" 朝 岡 佐一郎
" 西 井 覚

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 寺 田 惣 一
議員 白 石 栄 一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 山 下 和 弥
副 市 長 杉 岡 富 美 雄
教 育 長 大 西 正 親
企画部長 吉 村 孝 博
人事課長 下 村 喜 代 博
" 補 佐 吉 川 正 人
教育部長 田 中 茂 博
教育総務課長補佐 高 津 和 司
学校給食センター所長 高 橋 一 馬
" 主 幹 松 田 和 男

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺 田 馨
書 記 西 川 雅 大
" 谷 口 亜 耶

7. 調 査 案 件

所管事項の調査について

- (1) 葛城市学校給食センターについて
- (2) 葛城市職員採用事務に関する調査について

開 会 午前9時30分

赤井委員長 ただいまの出席委員は6名で定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

おはようございます。皆さんには公私大変お忙しい中、本日もご出席いただきましてありがとうございます。理事者側の皆さんもありがとうございます。

本日、案件にごございますように2件、ひとつ、皆さんよろしくお願ひいたします。

委員外議員の紹介をいたします。白石議員、よろしくお願ひします。

一般の傍聴、申し出が2名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 はい、どうぞ。

(傍聴者入室)

赤井委員長 なお、発言される場合、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

所管事項の調査について、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。

本件につきましては、既にプロポーザルによる業者選定を終え、基本設計、業務委託契約を交わされ、いよいよこれから新しい給食センター完成に向けて事業が進んでまいるところですが、今回は委員の皆さんより給食センターの基本設計作成に当たりご意見、ご要望をお伺いしたいと思います。そして、理事者側におかれましては、本日出されましたご意見、ご要望を踏まえて基本設計作成に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、委員の皆さん方から基本設計作成に当たりご意見、ご要望について、何かありませんか。

春木委員。

春木委員 具体的な要望、意見の前に、プロポーザルの方式で業者の選定が決まったという、入札等の経緯について簡単にご説明をいただければと思います。

赤井委員長 部長。

田中教育部長 このたびの設計のプロポーザルの経過でございますが、過日ご説明を申し上げましたとおり、基本設計のプロポーザルにつきましては、1月23日の公告後、10社程度の問い合わせがございまして、その後最終的に4社が総合評価の採点等でプロポーザルにより参加をさせていただいております。

3月8日に審査委員会の方を開催いたしまして、4社がプレゼンテーションを行ったわけでございまして、20分程度の説明とそれから10分間程度の質疑応答、その後に採点を行いまして、これは4社が行ったわけでございます。各社、業務の実施方針なり技術提案等につきまして、よく検討された内容の提案が行われました。

選考方法につきましては、書類審査点とプレゼン当日の審査委員の採点の合計点により選

考いたしまして、最も高い得点を得ました株式会社大建設が最優秀者として選定をされまして、今後契約の方を行い、基本設計業務等に取りかかる予定になっております。

以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 じゃ、大建設、かなり経験のある会社ということでしょうか。給食センター等にかかわって。

赤井委員長 部長。

田中教育部長 実績の方、細かくはちょっと申し上げられませんが、かなり実績の方を積んでおる会社でございます。

赤井委員長 何か、そっちの方でわかる人。

春木委員。

春木委員 特に今回の給食センターで大きな目玉になっている点、アレルギーをどういうふうにしていくかと、この点については非常にさまざまな形で難しい問題も含んでいるということで、十分、決まった後ということじゃなしに、こういう案で検討するというその案の出た段階で一度詳しいご説明をぜひお願いをしたいというふうに思っております。

また、地産地消、これを大いに進めていくということで、目的にも明らかになっておるところであります。地産地消していく場合に、特に給食材料をサポートする地元の体制とか、あるいは特に細かな点で言えば、大きさを設定するとかその辺かなりいろいろな自由度があるみたいなので、そのあたりについてもどういう工夫を凝らしていくんかという大きな考え方についても、やはり実際の設計に入っていくときに、基本的な考え方なりをご説明いただきたいというふうに思うんです。特にこれは、やはり葛城市の農業を支えていく上でも、どれほど学校給食センターが地産地消を進められるかというのは大きなテーマになるろうというふうに思いますので、ぜひともこれはよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つは、はっきり目的にも挙げていただいておりますように、代替可能なエネルギーを、あるいはエコ設計、その辺をやっぱりどういうふうにやっていくんかと、この点についても、ぜひ柱がはっきりした段階でご説明をお願いしたいと。

以上3点、特に私の方は要望したいと思ひます。

赤井委員長 ありがとうございます。

ほかに。

朝岡委員。

朝岡委員 先ほど来、プロポーザルの経過についてもご説明をいただきましたが、当然プロポーザルというのはさまざま参加業者さんから提案をしていただくんですね。それが、その提案の、先ほど部長がご説明いただいたようなヒアリングがあって、評価点があってというような話ですけども、いただいている資料では、提案内容について建物の配置や安全で安心な施設や施設の建設及び維持管理また地球環境に配慮した施設についてと、こういう提案を葛城市としてはプロポーザルをされた各会社に提案を投げかけておられるわけですけども、先ほど来、一番最高点をとられた大建設さん、ちなみに基本設計を受けるに当たって、葛城市が今提

案されたことをどのような形で、さまざまな問いかけに対して、企画提案をされたという内容について、ご説明をいただければ。それを議会としても、さまざま今後取り入れながら、また、さらにより深めていただくところはこういった委員会で議論をしていきたい、こういうように思いますけども。

もし、今お手元にあるようでしたら、こういうような提案をされたことで、いわゆるその競争から勝ち上がって、今回この基本設計をかち得たというようなことを、簡単にご説明いただければと、こう思います。

赤井委員長 高津課長補佐。

高津教育総務課長補佐 給食センターの高津でございます。ただいまの朝岡委員のご質問に答えさせていただきます。

大建設計だけではないんですけども、各社にテーマを与えさせていただきまして、大きく分けて4つのテーマでございます。

まず、第1番目としましては、建物の配置等についてという提案を求めています。大建設計の方からは、概略を言いますと、効率的な配置設計による安全な動線の実現ということで提案を受けております。

2番目の課題としましては、安全で安心な施設についてというテーマの中で、いただいた提案としましては、衛生管理を遵守した施設の各必要諸室の配置、内部動線、作業環境等について徹底した衛生管理が可能な施設計画ということで提案をいただいております。

3番目のテーマでございますが、施設の建設及び維持管理に係るコスト削減について。このテーマにつきまして、提案としましては、効率的な熱源利用方法を考慮した厨房設備の導入を含めた全体的なコスト抑制方法等ということで、コージェネシステムによるLCC削減等の提案がなされております。

4つ目のテーマといたしましては、地球環境に配慮した施設についてでございます。これにつきましては、省エネルギー、廃棄物の軽量化等最先端の省エネルギー化による循環型社会への貢献という内容で提案をいただいております。

以上のような提案でございます。よろしくお願いたします。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 提案内容について、それぞれご答弁をいただきました。

その4つテーマに基づいて、それぞれそういう企画提案をされたということでございますけれども、コージェネレーション、LCCシステム、これをもう少し詳しくご説明いただきたいと思っております。

赤井委員長 補佐。

高津教育総務課長補佐 コージェネレーションシステムでございますが、これはガスコージェネレーションシステムということで、35キロワットの発電能力のものを2台設置いたしまして、商用電力使用量の削減を提案されております。

LCCとはランニングコストの削減という意味でございます。

よろしくお願いたします。

失礼いたしました。太陽光パネルと併用のガスコージェネレーションシステムでございます。

よろしく願いいたします。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 コージェネレーションということについては、いわゆる太陽光発電とガスが発電をするシステムの併用で、これが電力の削減につながっていくという、こういうことですね。施設の維持管理コスト削減については、こういう熱源方式を利用したということで提案をされたということですね。

ここに今ありますように、そういった熱源を利用した厨房設備の導入と、こういうふう提案内容の中でうたっておられますけども、給食センターという役目柄、当然安心安全な施設ということなんですけども、やはりコスト的に厨房の施設というのが全体的な経費の中でかなり経費が見込まれると思うんですけども、この点、今後基本設計から実施設計に移るに当たって、こういったところがかなり全体的な経費の予算の中で結構やはりこの費用がかさんでいくんだろうと思うんですけど、この辺について、どのように事業に取り組んでおられるかということを少し聞かせていただきたいとこのように思います。

赤井委員長 部長。

田中教育部長 ただいまの朝岡委員のご質問でございます。厨房施設の費用がかなり見込まれるというご意見でございますが、全体的な基本設計の中で、やはり厨房施設の占める割合というのはかなり大きくなるかと思えます。ただし、この厨房施設につきましても、基本的には、まずは小さいことから言いましたら食器類、どのようなものをどの程度、どの大きさであるかということから設計の方に入ってまいらないといけないというそういう制約がございます。それによりまして、やっぱり機器の洗浄の器だとかそういったいろいろな施設の面積をずっと積み上げていった結果、厨房機器をどのようなものにするかということから、また始まってまいります。

大枠の面積につきましては決まっておるわけなんですけども、その辺の小さなものの積み上げに基づいて積算の方をしてまいりますので、今現在ではちょっとそういった基本設計までには至っておりませんので、詳細なことはわからないということでございます。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 部長からご答弁をいただきました。

本市は既に2カ所で今給食を配食していただいております、そこには年数は経過しているとはいえ、今子どもたちの給食を配食するためにそれぞれの厨房機器があり、そのさまざまな当時の維持管理を任されている業者もいらっしゃると思うので、そういった皆さん方ともよくご協議をいただきながら、また逆に言うと、そういう目線を変えて、新たな別のそういった角度から、今部長がおっしゃられたような話も含めて、今度は4,500食の配食を予定されているわけですから、よりよい効果的な厨房設備が整えるような情報交換をしっかりとこの時期にさせていただいて、それが基本設計また実施設計に反映するように臨んでいただ

きたいと思うところがございます。

私の方からはあれなんですけど、最後に、廃棄物の減量化ということも提案をされていると思います。特に現状も給食残渣等を堆肥化していただいているようなことでもございますけども、これについては先ほど少しはおっしゃいましたけども、その提案内容として、どのように、そして具体的に進めていこうとされているのか、もう少し詳しくご説明いただければありがたいですけど。

赤井委員長 高津補佐。

高津教育総務課長補佐 給食センターの高津です。ただいまの廃棄物の減量化についてのご質問でございます。

何点かございますが、まず、環境に優しい設計計画というところで、厨房排水については、排水処理設備を設け、排水処理を行った上で敷地外へ放流することで地球環境の負荷低減を図ります。建物から発生する排熱、排気、排水などのエネルギーを再利用することで、資源循環、省エネ及び温暖化防止へ貢献しますというのが、まず1点目でございます。

2点目といたしまして、多種多様な廃棄物の減量と再資源化ということでもございまして、給食センターから出る生ごみは、残菜庫の厨芥処理システムで処理し、生ごみ量の5分の1に減量します。厨芥処理された生ごみの処理方法は、堆肥型生ごみ処理機の採用を検討します。生ごみから堆肥をつくり、その堆肥を使用して野菜をつくることで、循環型社会への対応となります。こういったところについて細かくまた説明されております。

そして、3つ目といたしましては、省エネ、省力化を実現する厨房設備ということで、かごと洗浄機の提案であるとか、熱源がなるだけ少なく、省エネである機器の提案がなされております。

以上、大きく分けて3点でございます。よろしく願いいたします。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 詳しくご説明をいただきました。

エネルギーを再利用する、また再資源化へ向けて生ごみを5分の1に減量して堆肥化する処理機を導入する。循環型社会ということですね。そういったご提案をいただいているようでございますので、しっかり、このいわゆる給食残渣を含めて、循環型社会に貢献できるように、施設になるよう、更に研究を重ねていただきたい、このように思っています。

以上でございます。

赤井委員長 ありがとうございます。

春木委員 関連して。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 今朝岡委員がご質問なさった中での1つは生ごみ、その問題について、今これは独立して給食センターで行うという案が提案されているというふうに聞こえたんですけども、市全体として幾つかのさまざまな形で取り組まれているので、その辺との関連で、ちょっとご説明をお願いしたいと。

もう一つは、排水処理ですけど、ここは下水道がない施設というふうに理解していいんで

しょうか。

2点です。

赤井委員長 部長。

田中教育部長 ただいまの春木委員のご質問でございます。

生ごみの処理につきましては、提案としましては、堆肥型の生ごみ処理機の方の導入ということでございますが、やはり市を挙げてのごみの減量化ということでございます。当然、現在使っておりますおひさま堆肥等の利用も考えております。また、少数の学校ではそういった生ごみ処理機の方を導入しまして自分の学校の方で処理をされているという、そういう活動もされております。

それから、2点目でございます。下水道の施設につきましては、現地まで、下水道の前まで排管等処理が行われておりますので、そこに接続するという、そういう形になろうかと思えます。

以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 再確認ですけど、ですから、下水道に放流してもいい形に処理してということで理解させてもらっていいということですね。

(「はい」の声あり)

赤井委員長 はい。ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ほかにないようでしたら、ただいま皆さんからいろいろご意見出していただきましたが、理事者側におかれましては、そのご意見、ご要望を踏まえて基本設計作成に取り組んでいただきたいと思えます。

また、事業の進捗について報告事項が生じましたら、委員会でその都度ご報告いただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

本件については、本日はこれまでといたします。

次に、調査案件2、葛城市職員採用事務に関する調査についてを議題といたします。

前回の委員会までに、委員の皆さんからそれぞれ4つの調査項目についての質問事項並びに資料の請求について書面での提出をお願いいたしましたところ、それぞれの委員から質問事項等提出いただいております。しかし、本件については質疑の内容や答弁のあり方などについては個人情報に関する内容に踏み込むおそれが十分考えられること、さらに人権問題にも及ぶ危険性などを鑑み、質問の内容や委員会の進め方などについては、これまでに協議会を7回開催し、委員の皆様からさまざまなご意見を伺ってまいりました。したがって、委員会における本格的な調査は今回が初めてということになります。調査の方法につきましては、お手元にお配りさせていただいております、皆さんからいただきました質問事項をまとめた「各調査事項に対する質問事項」に記載しております質問事項について、4つの調査項目順に、まず私から質問させていただき、その答弁を受けて、委員の皆さんより補足並びに関連質問等をしていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、お手元にお配りしております資料につきましては、質問事項と職員採用に関する資料1ページ目と2ページ目の3部は持ち帰っていただいて結構ですが、それ以外は委員会終了後回収させていただきますので、ご了承ください。

(「もう一回」の声あり)

赤井委員長 資料の質問事項と職員採用に関する資料1ページ目と2ページ目の3部は持ち帰っていただいて結構です。

それでは、1番目の調査事項であります葛城市職員採用事務に関する事項についての質問をいたします。

第一次試験から第三次試験において市長及び副市長が関与した試験について、答弁を求めます。

部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご提案いただきました葛城市職員採用事務に関する事項につきましての第一次試験から第三次試験において市長及び副市長が関与した試験についてでございます。

まず、お手元に配付しております資料の1ページをごらんいただきたいと思います。職員採用事務の流れについてということからご説明申し上げたいと思います。

まず、職員採用の人数を決定するに当たっては、1番といたしまして、各課のヒアリングを行いまして、現在の業務量、事務事業進捗状況、今後の新規事業や職員の残業時間あるいは臨時職員の必要性、職員の勤務状況等を確認の上、各課から要望人員を把握しているところでございます。

次に、2番目といたしまして、勸奨退職者、定年退職者等の把握を行います。勸奨退職者につきましては申し出期限が7月となっておりますので、7月が勸奨退職の期限でございます。

次に、新規採用職員の募集要項を今までの段階において把握いたしまして、要項を作成いたします。ヒアリング結果や過去の実施結果、社会情勢等を踏まえまして、理事者等人事担当部局で協議して策定をいたします。

その後、4番といたしまして、募集になるわけでございます。新規採用職員募集要項を市ホームページ及び市内放送で周知いたしまして、記者クラブ等に連絡いたしまして新聞掲載等を依頼させていただいております。

次に、採用試験の受験申し込み受付結果を公表しているところでございます。公表内容につきましては、職種区分等の採用予定人数、申し込み人数、競争率を市ホームページに掲載しております。公表部分はこの部分のみでございます。

その後、第一次試験になるわけでございます。

第一次試験の内容につきましては、筆記試験、これは委託でございます。その次に、専門職につきましては、専門試験を実施させていただいております。これも委託で採点させていただきます。筆記試験につきましては、全職種が対象でございます。専門試験につきましては、消防士、保育士などの専門職に係る分野の筆記試験でございます。

その後、一次試験を通過された方につきましては、第二次試験という形になります。

第二次試験の内容につきましては、集団討論試験、小論文試験、実技試験。この実技試験につきましては専門職のみでございます。それから、適性検査を実施させていただいております。適性検査につきましては委託させていただいております。参考として性格診断などを行うものでございます。また、集団討論につきましては、職種ごとに6、7名程度のグループに分かれまして、市から提示された課題について討論を行っていただきまして、その結論を導き出すというものでございます。小論文につきましては、提示された課題に対しまして論文を作成するというものでございます。実技試験につきましては、消防士、保育士の職に必要な実技試験でございます。適性検査につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

その後、第三次試験になるわけでございます。

この第三次試験につきましては、面接試験ということになっております。面接に係ります評価項目に基づきまして試験官が採点を行うというものでございます。

その後、採用決定となるわけでございますが、三次試験の上位の者から必ず採用させていただいているというところでございます。

その後、採用決定者につきましては、採用決定通知を出しまして、採用承諾の意思確認を行いまして、その後採用という形になるわけでございます。

これが採用事務の流れでございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

年度別職員採用試験案内一覧でございます。これは年度別の一次試験から三次試験までの試験内容を取りまとめたものでございます。受験資格につきましては、3ページの年度別採用試験受験者数の状況に記載しておりますので、省略させていただいております。

まず、一次試験から三次試験まで実施しておりますのは、平成21年度以降でございます。それまでにつきましては、一次、二次試験まででございます。

平成21年度以降に実施しております一次試験から三次試験の内容でございますが、平成23年度の例で申し上げますと、一次試験の内容は一般教養試験で、保育士や土木技術職につきましては一般教養試験のほかにも専門試験を実施しております。二次試験は小論文と集団討論、適性検査で、保育士につきましてはこのほかに実技試験を実施しております。三次試験は個別面接となっております。

このうち、市長及び副市長が採点した試験は、二次試験における集団討論と三次試験における個人面接でございます。

なお、合否判定につきましては、一次、二次、三次のそれぞれの試験に加わっていただいているところでございます。

以上が内容でございます。よろしくお願いたします。

赤井委員長 ただいまの答弁に対し、補足または関連する事項について、何かご質問ございませんか。
春木委員。

春木委員 1点だけ。二次試験で行われる小論文についてですけども、これはどういう方が採点をさ

れているシステムになっているのでしょうか。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 小論文の採点でございますけれども、専門の教師の資格を有しておられる方に委託しているところでございます。

以上です。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 外部の方に依頼をされているということですね。

その結果と内部で行われる集団討論の採点結果と合わせて判定をされると、こう理解していいわけですね。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 二次試験につきましては、小論文と集団討論の合計点数で上位の者から合格という形でございます。

以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 再度確認させていただきますが、市長が参加されるのは、合否判定については一次試験についても参加をされるということでしょうか。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。

合否判定につきましては、一次から三次まで全て加わっていただいております。

以上でございます。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、続いて2番目の調査事項であります葛城市職員採用試験に係る受験資格の変更及び職員採用の基本方針等に関する事項についての質問をいたします。

初めに、職員採用における採用方針の変遷と推移について、主に受験資格及び職員採用条件について答弁を求めます。

部長。

吉村企画部長 それでは、ただいまの提案につきましてご説明申し上げます。

まず、年度別の職員の採用試験における方針につきましては、これまで葛城市職員採用試験案内という要項的な内容で記載したものを、その都度完成し公表してきたところでございます。

年度別の受験資格の内容は、お手元に配付しております2ページの年度別採用試験受験者数の状況に記載しているところでございます。

まず、平成17年度に保健師4名の募集を行いましたのは、平成18年4月から包括支援センターの設置を義務づけられたことに伴うものでございます。

平成18年度以降は、平成18年3月に策定いたしました葛城市集中改革プランにおける定員管理の適正化につきまして、平成23年度までの計画とし、退職者の補充につきましては事務

職員の補充は退職者の3分の2の補充にとどめまして、合併年度の職員数379人から7年間で9.5%、職員数で36人を削減し、343人にするという計画でございました。この計画を達成できるような形でそれまで採用を行ってまいりまして、その結果、平成23年4月1日におきましては職員数は339人となり、目標を達成したところでございます。平成23年度以降につきましては、次期定員適正化計画の策定をしておりませんので、平成23年8月に職員採用の基本方針というものを作成させていただきました。

その平成23年8月策定の職員採用の基本方針でございます。

まず、1つ目といたしまして、職員採用の基本方針の内容は、職員採用は原則として退職者の補充のみとし、平成23年度の職員数339人を維持するというものでございます。

2つ目の内容といたしましては、平成24年度から平成26年度までは合併特例債の集中期間となるため、その間を集中投入期間とし、平成27年度以降の退職者分の前倒し採用をするものとする。平成27年度から平成32年度までの間は人員投入解消期間とし、この期間を退職者の補充を抑制し、平成33年度までには現状の職員数339名以下となるよう努めるものとするという内容でございます。つまり、集中改革プランで達成いたしました職員数339人を維持しながら、さきの退職者分を前倒しし採用する計画でございます。これは、新市建設計画の大きな事業を合併特例債が切れる平成26年度までに執行するという必要から、人員を集中的に事業に充てる計画としておりました。これがその後、特例債の起債発行期限が5年の延長を見たことで弾力的な行財政の運営を考えていかなければならないということとなりまして、平成24年度の職員採用の中で効果を確認させていただきまして、その上で事業計画の見直しも含めて検討を行うため、平成24年度の採用試験につきましては一般職の採用は見合わせているところでございます。今後は、これまでの採用の検証等を行いながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、受験資格の変更の経緯並びに理由でございます。

職種は一般事務職についてでございますが、区分は通常、上級、中級、初級と分かれておりまして、上級につきましては、学校教育法による大学を卒業した者または見込みの者でございます。中級は短期大学を卒業した者または見込みの者。初級は高等学校を卒業した者または見込みの者、もしくは高等学校卒業程度の学力を有する者と区分を分けております。

まず、平成19年の採用試験につきましては、上級職につきましては年齢は28歳までとし、中級は26歳、初級は24歳でございました。

平成20年の採用についてはございませんでした。

平成21年の採用募集につきましては、一般事務職については上級の年齢を30歳までに引き上げまして、中級を28歳、初級を26歳までに、また建築技術職につきましては35歳までにそれぞれ引き上げさせていただきました。また、職種につきましては、一般事務職の中でも新卒者枠と社会人経験者の枠を設けました。採用年齢を30歳に引き上げ、また社会人枠を設けた背景でございますが、リーマンショックによる経済状況の悪化に伴いまして派遣労働者等の雇いどめ、解雇、新卒者の内定取り消しなどの完全失業率が平成20年4月では3.9%でございましたが、平成21年4月では5%に上昇するなど、雇用情勢が深刻な社会問題として取

り上げられ、こうした方々の失業の対策の一助を担う形で行ったものでございます。社会人経験者を含めてより優秀な人物を広く求めるためのものでございました。結果、年齢を引き上げるによりまして応募人数が増加し、優秀な人材確保の選択肢がふえましたが、残念ながら一般職採用人数の14人の中には29歳、30歳の該当者はおられませんでした。また、試験内容が同じでありまして、社会人枠を設けることで社会人としてすぐれた人物を採用しようにも、社会人枠4人、新卒者枠10人という制限がございまして採用できなかったという反省がございまして、これは次年度の課題ということで、次年度より社会人枠は撤廃させていただきます。

平成22年の採用募集につきましては、平成21年と同様に上級の年齢は30歳、中級は28歳、初級は26歳でございました。また、職種につきましては、前年の反省から一般事務職の社会人経験者枠をなくしまして、この年はあわせて保育士も募集させていただきました。

平成23年の採用募集につきましては、上級の年齢を35歳までに引き上げ、中級を33歳、初級を31歳までに引き上げ、一般事務職と建築職、土木技術職、保育士として募集人員合わせて24名といたしました。この大幅な募集人員の理由といたしましては、平成23年9月7日の全員協議会におきまして議員の皆様方にお示ししております職員採用の基本方針に基づいたもので、新市建設計画の多くの事業の遂行のため合併特例債の期限が切れる平成26年度までを人員投入の集中期間として位置づけ、年齢幅を35歳までに引き上げることで採用者の年齢層の偏りをできるだけ少なくするとともに、豊富な知識や経験を活かせる人材を幅広く募集し、即戦力となる職員を確保することが目的でございました。

35歳の年齢設定につきましては、平成19年10月1日における雇用対策法第10条に基づきまして、募集採用における年齢制限が廃止されました。このため、厚生労働省令で定められました例外事由に該当するものでなければ年齢制限はできないとされております。この例外事由でございしますが、同法の施行規則第1条の3第1項第3号イに事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見まして合理的な制限である場合として、長期継続によるキャリア形成を図る観点から若年者等の期間の定めのない労働契約の対象として募集、採用する場合には次の2つの要件がございします。1つ目といたしましては、若年者を採用し、長期継続によりキャリア形成を図る我が国の雇用慣行を一定程度尊重する必要があること。2点目といたしまして、現下の雇用情勢に鑑み、フリーター等の若年者に雇用機会を与えるために年齢制限を認めることに一定の合理性がある場合と考えられることから設定したものであり、基本的に35歳未満の若年者であることとなっておりまして、これに準じて年齢を35歳までに引き上げさせていただきました。結果、採用者の中で年齢を上げたことによります対象者は一般職で2名でございました。

以上でございます。

赤井委員長 ただいまの答弁に対し、補足または関連する事項について、何かご質問ございませんか。
春木委員。

春木委員 平成23年の採用において、思い切って前倒し採用したと。その辺の効果なり、そのあたりについて、今現在のところはどのような認識をされているのか、その点ひとつお聞きし

ておきたい。というのは、合併特例債の期限も延びたということも1つの話の中で出てきたと思うんですけど、事業としてはまだ今のところその辺りははっきりとはしていないと思うんですけども、もうしばらく様子を見ていこうということなのかどうかということも含めてご答弁をお願いしたいと。

赤井委員長 市長。

山下市長 本来、この委員会の今の調査の趣旨とは異なるところではあるとは思いますが、現在4月の後半にヒアリングを行いまして、人事関係の担当の職員と打ち合わせをする中で、ことしの採用、またこれからの採用の方針につきましては、5月、6月である程度の方針を固めながら7月には定めていこうということを考えております。先ほども申しあげましたように、7月の勧奨退職の方々の様子を見ながら最後の採用人数というものを決めていこうということにしております。

以上でございます。

赤井委員長 ほかにございませんか。

中川委員。

中川委員 先ほどおっしゃってました上級職、中級職、初級職、これの年齢資格、これについて、以前、職業難、就職難、景気が不景気な、過去に戻ったらオイルショック、ドルショック、この時点での高卒者及び短期大学、この卒業者に対して大学卒業生が高卒の初級を受けるといような現象が起こった時期があったんです。そのために、大学4回生、4年制の大学を卒業した者は初級を受けられないというような制度が一時あったと思うんです、私の記憶として。その経過を見て、今回の年齢設定については、大学校、大学、短期大学、あるいは2年制高等専門学校及び高校卒業、これの卒業資格、証明、これは何で判断されているんですか。どの段階での分か、お教え願います。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 受験資格のその学歴の判断でございますが、申し込み時に大学生でございましたら、その採用時の4月1日の卒業見込みが該当してまいります。

なお、その受験資格によって上級に該当する大卒の者が中級、初級を受験できるかという内容でございますが、うちの試験の案内の要項では受験できないという形になっております。上級で大学卒業の者が短大卒業の中級程度、高校卒業あるいは見込みの者の初級程度の、その中級、初級の試験に上級に該当する者は受験できないと、そういう形でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。

そしたら、大学卒業、これを伏せて中級を受けられる可能性はあるんですよね。完璧な防御策はないんですかね。数値的な問題です。何歳になった時点では初級職を受けられないと。

あとは、クリアしていくのは二次試験、三次試験において、そういう個別の点検ができるような制度になっておるんですか。それとも受験者が出された書類を100%信用して、葛城市職員で公務員ですね、地方公務員を目指す人間がそういうことすることはないというお互いの常識、これに基づいた設定をされておるんですか。そこまでの追及をされないんですね。

まさか短大卒じゃないでしょうねという確認はされないんですか。

赤井委員長 補佐。

吉川人事課長補佐 ただいまの中川委員のご質問でございますけども、大学卒業しているのかかわらず高卒で受験して、なおかつ証明が高卒の証明しか出されなかった場合どうするかという判断でございますけども、証明書自体は二次試験のときにそれぞれ最終学歴の卒業証明書なり卒業見込み証明書を提出してもらうわけですけども、それを一応信用するということになるわけでございますけども、申込書に記載時点で、申込書に記載の誤りとか虚偽の申し込みがあった場合は後々判明した場合は取り消すことがありますよということを書いておりますので、その辺で一定の抑制が図られているのかなというふうに考えております。ただし、今言われたように、明確にそこまで調べるというのはなかなか困難でございますので、後から発覚した場合はまたやめてもらわなということになるかもわかりませんが、その辺は受験される方の良心に従っていただくということでございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。葛城市職員、公務員、これを目指す人に対してそういうような質問自体が失礼だと思うんですけど、一応念のため。

それと、特に大学卒業で問題ないんですが、高校卒業、短大卒業、高等専門学校等の卒業、この資格を得る場合は大学在学者は短大卒業ですよ。この問題があるので私は聞いたんです。おわかりになりますね。高校卒業資格の者は、短期大学2回生在学中とか大学2回生で高校卒業、短大卒業の資格あるんです。こういうことも視野に置いて、そういうチェックされる機能はあるかなと思ひましてね。普通、考えつかんことですね。自分に置きかえて、まずその立場になれば可能なんです。現役の大学生が、2回生で、高卒の試験を受けるということは可能ですよね。念のためなんですけど。それがあるのでちょっとお聞きしたんです。

赤井委員長 補佐。

吉川人事課長補佐 今おっしゃいましたように、大学在学中に受験されるという場合は、高卒の資格で受けてもらうこととなります。実際に受けられた方もございます。ただ、今申し上げましたように、大学の2回生を過ぎた場合、短大の資格はあるとおっしゃいましたけども、その辺の証明をつけて中級で受けられたという事例はございません。

以上でございます。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、次に、受験区分別応募者数や採用予定人員と受験者数、採用人数について答弁を求めます。

部長。

吉村企画部長 それでは、ただいまの受験区分別応募者数、採用予定人員と受験者数、採用人数及び職種の一覧につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付の3ページをごらんいただきたいと思います。年度別採用試験受験者数等の状況でございます。まず、左の欄から年度、職種区分、受験資格、採用予定人数、申込者数、

で申込者数の内訳で、市内、県内、県外となっております。第一次試験の受験者数と県内外の別と合格者数。次の4ページでございます。二次試験の内容、三次試験の内容。右の方に行ってくださいまして、最終合格者数。5ページ目が採用者数の人数とその市内、県内、県外の内訳数を記載しております。

全ての年度につきまして説明をさせていただくと長くなりますので、平成23年、一番下のところを例にとってご説明申し上げます。

まず、平成23年の職種区分につきましては、一般職と建築技術職と土木技術職と保育士を募集させていただきました。

採用予定人数につきましては、一般事務職は上級、中級、初級合わせまして19名でございます。平成23年度につきましては、建築技術職につきまして1名程度、土木技術職につきましても1名程度、保育士につきましては3名の募集ございました。

申込者数につきましては、一般事務職で上級、中級、初級合わせまして291名、建築技術職は3人、土木技術職は1名、保育士は25人の申し込みがございました。

このうち受験者数でございます。一次試験の受験者数につきましては、一般事務職が237名ございました。建築職は3名、土木技術職は1名、保育士は23名ございました。

次のページに行ってくださいまして、4ページでございます。平成17年度から平成19年度までにつきましては二次試験までございましたので、三次試験はございませんでした。平成23年度の例でとりますと、一般事務職の二次試験の受験者数でございます。二次試験の受験者は一般事務職で64人、建築技術職で2人、土木技術職はゼロでございます。保育士は9名ございました。合格者数は一般事務職で36名、建築で2人、土木ゼロ、保育士6人ございました。

この次に、三次試験でございます。受験者数につきましては、一般事務職で32名、建築で2人、土木ゼロ、保育士で5名ございました。合格者数につきましては、一般事務職は23名、建築1人、土木ゼロ、保育士3名でございます。

以上が今のご質問の内容でございます。

赤井委員長 ただいまの答弁に対し、補足または関連する事項について、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、続いて3番目の調査事項にあります葛城市職員採用試験における採点結果及び合否判定等に係る公文書公開請求に関する事項についての質問をいたします。

本事項の質問につきましては、最初の採用年度ごとの第一次試験の合格者数と点数及び順位についてから、3番目の第三次試験、面接試験の受験者数、合否区分の人数と市内、市外、県外などの住居区分についてまでは一括して答弁をいただきますので、ご了承願います。

それでは、答弁を求めます。

部長。

吉村企画部長 失礼いたします。ただいまのご提案の内容でございます。

同じく、先ほどの資料の3ページをごらんいただきたいと思います。年度別採用試験受験者数等の状況でございます。これにつきましても、それぞれ各年度ごとに申し上げますとか

なり時間が必要でございますので、平成23年度を例にとって申し上げたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

まず、3ページ目の一番下の欄の平成23年度の例で申し上げます。

まず、一次試験の合格者数でございます。先ほどの説明と重複するかもわかりませんが、一次試験の合格者数につきましては、右端の欄のところでは一般事務職が71名でございます。建築が3名、土木が1名、保育士が12名でございます。市内、県内、県外の内訳でございますが、一般事務職につきましては、受験者数237名に対しまして、市内が61名、県内が110名、県外が66名でございます。建築につきましては、受験者数3名に対しまして、市内が1名、県内が2名でございます。土木技術職につきましては、受験者数1名に対しまして、市内が1名でございます。保育士につきましては、受験者数23名に対しまして、市内が6名、県内が16名、県外が1名でございます。

めくっていただきまして、4ページでございます。二次試験の受験者数でございます。平成23年につきましては、一般職につきましては、上、中、初級合わせて69名でございます。そのうち、合格者は36名ございました。市内、県内、県外の別につきましては、ご質問にございませんので省略させていただいております。

続きまして、第三次試験でございます。受験者数につきましては、一般職につきましては32名、建築が2名、土木がゼロ、保育士が5名ございました。市内、県内、県外につきましては、一般職32名のうち、市内が7名、県内が14名、県外が11名でございます。建築につきましては、受験者数2名のうち、市内が1名、県外が1名でございます。保育士につきましては、受験者数5名に対しまして、市内が3名、県内が2名でございます。

なお、点数及び順位につきましては、葛城市の情報公開条例によりまして開示しないことができる公文書といたしまして、個人情報に関する情報のほかに、事務事業の公正かつ円滑な執行を困難にする情報というところに該当いたしますので、このことにつきましては非開示とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 ただいまの答弁に対し、補足または関連する事項について、何かご質問等ございませんか。

春木委員。

春木委員 関連したということで。

赤井委員長 はい、どうぞ。

春木委員 点数とか順位については開示をしない方針だという説明があったわけですけども、今までの議論の中で、各年度ごとに合格点、全体としての、個人個人の問題ではなくて、年度ごとの合格点を示していくべきだと、こういう議論をしてきたと思うんですが、その点も今回のこの問題で関連事項として議論していいんでしょうか。委員長。

赤井委員長 ちょっと待ってください。

部長。

吉村企画部長 個人ごとの順位及び点数につきましては、先ほど申し上げましたように、情報公開の

条例に基づきまして事務事業の円滑な執行を困難にする情報といたしまして職員採用試験に係ります事項でございますので、非開示とさせていただいているところですので、ご質問いただきましても申し上げられないということでございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 はっきりしておきたいのは、個人の情報提供を求めることについては、間違いなくだめだと。全体としてでも同じ理由で開示できないと、こういうお考えでしょうか。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 全体としても申し上げられないということでございますので、ご理解ください。

(発言するものあり)

吉村企画部長 まず、個人の点数及び順位につきましては受験者がそのものにかかわります……。

(発言するものあり)

赤井委員長 市長。

山下市長 その年その年で合格の最低点等を言いますと、この年は優秀であったとか、この年はできがよくなかったとかという本来の趣旨ではないところまで勘ぐりが入ってしまうおそれがあります。毎年同じ試験をしているわけではございませんので、試験の内容によっては難しい年もあれば簡単な年もございますので、難しい年は点数が下がりますし、簡単な年は上がるということもあります。相対的なものですけれども、ただ、合格をして中に入っている職員からすれば、あの年の合格者は合格最低点が低かったんやということをお本人に言うか言わないかというのはわかりませんが、そういうことを知られることは適当ではない。円滑な業務の推進に支障があるかもしれないということで、事務局側として非開示にした方がいいだろうという判断をさせていただいたというふうに理解していただけたらと思います。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 一応、説明としては市長の方からあったということで理解をしておきますが、基本的には市長の説明にもありましたように、試験の問題にもよりますし、時間がかかるということで省略されましたですけども、応募人数の倍率といいますか何人採用に対して何名受けるという、そういう倍率も年度年度で大きく変わってくるとそういった事情があるのは、社会的に見て当然の結果だろうと。特に葛城市の場合、今まで議論してきたこの説明でもありましたように、何人に対して一次試験、例えば一次試験で何名、要するに募集人員に対して何倍で切るとか、あるいは一次試験の場合では点数何点で切るとか、そういうことを決めずに総合的な判断でもってその年度年度判断されている。あとは二次試験の、三次試験に送る最終的には募集人員で決められていくということでしょうけど、そういう判断をされていますから、むしろ変わるのはある意味当然の結果であって、それが各採用された採用者に対して一定の評価がされるというのは、どちらかという私の考えでは、それは無理じゃないかな、そういうことは当たらないんじゃないかというふうに考える。つまり、聞いていますのは、個人個人について、個人が請求される場合は、一次試験の不合格者に対しては合格点がこんだけですよというのは示されているということはお聞きしておりますけど。全体的に言えば、やっぱり示して、別に矛盾、市の行政を進めていく上でいろんな円滑な業務を進めていくことの

妨げになるとは思われないというのが私の率直な考えではあるということを申し上げたいと思います。

それと、それとかかわって先ほど最初の試験の流れの中で、市長が関与されているという中で、一次試験についても合否の判定についてはかかわられるという答弁をされております。つまり、再三問題にしてきましたように、本来一次試験の場合は外部に委託をしておられますので、ただ点数だけが判断の基準になるということは明白だろうと思うんですね。ところが諸般の事情によりまして、当市の場合は一次の合格者を決める資料には名前が付随して整理されたものとして出されるというのが今までここ始まったわけじゃなくて前からの慣習といたしますか、そういう進め方としてはそういうものとして外部の試験結果について内部の方で整理をして名前をつけたものとして合格判定をしていく資料にされるとこういうことが確認されておるわけですね。

これは、そういうことになりますと、要は点数では切っていない。それから、募集人員に対して何倍というようなことでも切っていないというようなことになってきますと、非常にやはり、確実にそういう、個人名が何らかの判定、その際の判定にかかわってくる可能性がないとは言えない。

だから、そういう危険な要素、危険って一体どう言いますかね、はっきり申し上げれば、葛城市の政治倫理条例にも定められておりますように、市長初めとする三役あるいは我々も含めて職員の採用にかかわっては、表現がどうでしたかね、紹介なり推薦、こういうことは一切してはならないという明確な規定があるわけですね。ですから、そういうことは、一切、私たちのこの採用試験の全体の流れの中で入り込む余地はないんだという、非常にすっきりした制度というものとして確立すべきだというのが私の考えなんですけども、なかなか、その点は協議会の議論の中では検討するというふうにはおっしゃっていただいているんですが、どうするという方向性は出されていないというのが現在の状況なんですね。

今までどおりなのかどうか、改めてお考えをお聞きしたいというふうに思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 まず、今春木委員の方から言われた私になってから名前が入ったわけではないということの確認ですね。

今までからずっと受験番号と受験の結果と点数と名前が、過去、新庄町、當麻町の時代から、葛城市が合併をしてからずっと、そのような形で、一次試験の結果が出てきて、理事者の前にそれが並べられたということ。きょうは傍聴者がいらっしゃいますので、そのように確認をさせていただきたいと思えますし、ないとは言えないという言い方をされましたけれども、あったとも言えないということもあるわけですね。だから、我々ははっきりと関与はないという立場で主張しておりますし、当然のことだということを思っております。

協議会の中で、何度も春木委員の方から、これからの方針としては、そのような名前を入れたりとか、住所を入れたりというような形で、人物が特定されるような方法をとるべきではないというご提案があったということを我々は重く受けとめております。

今後、試験において、そのようなことを十分に踏まえて、これからの職員採用試験という

ものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

赤井委員長 春木委員、そういうことでご了解願いたいと思います。

春木委員 了解といたしますか、市長のお考えをお聞きしましたということ。

赤井委員長 ありがとうございます。

ちょっと休憩します。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

赤井委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ほかにごいませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 さまざま議論がされておりますけれども、職員採用の採点結果というところで、合否判定に係る公文書の公開請求についてということで、今議論をされているところでございます。

本委員会が開催するまでに当たって、再三、正副委員長のご苦勞のもと、協議会でかなりの理解はさせていただいたところでございますけれども、改めてこの委員会ということなので、同じような質問になりますけれども、ご答弁を頂戴したいと、このように思います。

先ほど来の議論で、市長初め理事者当局について、一次試験から三次試験までさまざまな立場でこの試験について関与をされているということでございました。一次試験については、当然その点数やその年度年度で合格ラインといたしますか、そのボーダーライン並びにその順位等はお示しはできない。これについては一定の理解は示しておりますけれども、先ほど部長から説明がありました、直近の平成23年度の例をとってご説明をいただいたわけですが、受験者数が一般事務職で237人で、合格された方が上級、中級、初級合わせて71人であった。合格率が30%という非常に狭き門の中を71の方が一次試験に合格をされたということが資料によってご説明いただいたわけですが、このような一次試験までの流れといたしますか、特に先ほど来議論がありますように、委託業者から試験の点数が返ってきて、それをさらに受験者の番号と氏名を、並びかえをして、一覧表を作成するというようなお話も出ておりましたけれども、そういうことがなぜ必要なのかということも含めて、一次試験の、いわゆる71人になったという流れ、平成23年度をちょっと例にとって、じゃ、なぜ71人なのかということも含めて、いただいている資料にその程度のことは書いてあると思いますけども、もう一度資料に沿ってご説明を願いたい、このように思います。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 それでは、まず、一次試験の流れということでご説明申し上げます。

お手元の配付資料の10ページをごらんいただきたいと思います。一次試験までの流れという題名でございます。

次年度の採用につきましては、通常8月ごろに検討を行います。この時期につきましては、勸奨退職者の申し出期限が7月31日までとなっておりますので、これを待ってのことでございます。募集人数が一般職何名、専門職何名といたしますと、それぞれの職に上級、中級、初級というのがございますが、上級、中級、初級ごとにそれぞれ何名とは募集を行わずに、

合わせて何名という形で募集を行っているところでございます。

募集は9月ごろに半月程度の期間で行っております。

10月ごろに一次試験を実施いたしますが、市の職員につきましての役割は会場設営と試験の監視のための試験官としてかかわっております。一次試験が終了いたしますと、その日のうちに試験の採点を委託しております日本人事試験給与センターに問題集と回答用紙を送付いたします。

試験結果は11月ごろに返却されまして、人事課において受験番号と点数を手持ちのデータと突合いたしまして、点数の高い者から並びかえた一覧表を作成いたします。これは試験の答案用紙の受験番号と職種等の記入方法がマークシート方式ということでございますので、マークの記入誤りによりまして受験者と職種の錯誤をなくすためのものでございます。

この一覧表を作成いたしまして、これに基づきまして、市長、副市長、教育長、企画部長、人事課長、人事担当課長補佐で会議を行いまして、二次試験に向けて何名を採るかということを決めているわけでございます。上級、中級、初級ごとに何名それぞれ採るということではなく、職種ごとに全部で何名を採るということにさせていただいております。これにつきましては、各級の試験内容が異なりますし、級によっては優秀な者の多い少ないもありますので合計で何名と決めているところでございます。

したがいまして、太枠の線で囲んでおりますように、点数といたしましてはボーダーラインというものは初めから設定しておりません。結果といたしまして、二次試験に進んだ者の合格最低点が出るという形になっております。

一例で説明申し上げますと、ある年度の採用予定者が15名といたしまして、15名に対しまして応募者が200名であったといたしますと、一次通過者の決定方法は、点数ではなく何名を採るという人数を決めて、人数確保を行っております。毎年、ある程度採用の辞退者が出ることから、補欠の合格者も考慮して人数を決めております。200名の応募で15名の採用予定といたしますと、採用辞退者数が20%から30%あることを見込みまして補欠5名を含めて20名程度を採るといたしますと、20名の採用予定者の3倍程度の一次合格者60名とした場合に、最低点の同点者が複数の場合もございますので、60名採るところが一次試験では63名ということが起こる場合もございます。

以上が一次試験の流れでございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ただいま、部長から詳しく再度ご説明を求めたわけでございますが、要するに、試験については外部委託をされて、その試験が返ってきたことによって、再度その番号と点数を高い者から並びかえて、マークシートの記載漏れがあったらいかんのでそこで錯誤をなくすために突合するというので、こういった名前を記載した資料を作成するんだと。これは例年やっていたいでいるわけですね。

その中で、あらかじめこの点数までを全員採るというのではなくて、あくまでも二次試験に、ここにあるように、最終の募集人数とそれから試験の合格者を決めるに当たって、最終、この平成23年度を1つの例にとると、一般事務職は19人ですよね。この先ほど来、1つの例

でお話をされると、平成23年度は19人の採用予定で受験者が237人おって、この中で毎年辞退者が出るので補欠合格者を考慮して人数を決めてるんやと、こういうことですね。

19人の採用で、そのうち実際合格されても2、3割の辞退が出るということを見込んで、その分を考慮して、約3倍ぐらいの一次合格者の、いわゆるボーダーラインを決める、こういうことですね。それは大卒、短大卒、高校卒業等の程度の方も含めて上位の方から、一次合格者を、複数の場合も含めて、これが最終的に平成23年度は71人になったと、こういうことでよろしいでしょうかね。そういうことでよろしいでしょうか。ちょっと最終答弁を。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 今おっしゃっていただいたとおりでございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 そういう流れを一応確認させていただきました。

当然、この一番大事なところは、一次試験を、集団討論や小論文を受ける二次試験を、一次試験ですら30%程度の、結果的にはそうなんですけども、30%程度の者しか合格できないほど高い倍率の中をクリアされてこられる。しかしながら、さまざまな理由のもとで採用を辞退するというような事情もあるところから、見込みも含めて大体その3倍程度の合格者を獲得するということで71人になる。この71人で、それだけの二次試験を受ける資格がある方の高い倍率の中で、優秀な人材を確保するという中で、残念ながらそこにマークシートの記入、記載漏れ等で間違った採点結果になって、本来その71人の中に枠に入る方がそうじゃなかったということを防ぐがために、こういう一覧表も作成してるんやと、こういう理解でいいと思うんですけども、その辺は、今後どういうあり方がいいのかというのは、ちょっとまた市長部局でよくご検討いただくわけですけども、こういう流れを聞かせていただく上では、一定の、やはり最大の採用に当たっては管理体制のもとで二次試験までの合格者を決められていると、こういうふうな理解にさせていただきたいと、こういうように思います。

以上でございます。

赤井委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、次に、上記における合否判定と個人面接実施後の合否判定についての答弁を求めます。

部長。

吉村企画部長 失礼いたします。まず、一次及び三次試験の合否判定でございますが、合否判定につきましては、必ず採点後の成績上位の者から合格者を決定しております。合格者人数につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。合否判定者全員の合議によって決定しております。したがって、全員の合議によって決定しておりますので、1人の判定員によって手心を加えるなど一切なく、厳正かつ公正に判定を実施しております。

また、最終合格者の補欠につきましては、辞退者を考慮いたしまして、先ほど申し上げた予定人数を勘案しながら、上位成績の者から必ず補欠の者も決定いたしまして、職種ごとに1名から数名程度決定しているところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 ただいまの答弁に対し、補足または関連する事項について、何かご質問ございませんか。
春木委員。

春木委員 改めまして、今、一次試験、三次試験の合否結果ということでしたけども、採点にかかわられる方と、それぞれどういう点数でもって判定をされているのか。

それから、どういう資料をもとに判定をされるのかという、判定する際の、先ほど少しお聞きした小論文も足した点数の結果の合計だというお話もありましたですけど、それもあわせてもう少し詳しく点数としての出され方といいますか、その点の説明を求めていると思います。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 まず、一次試験につきましては、業者委託しまして、その業者から戻ってきた点数をもとに上位の者から決定しているということは先ほど申し上げたとおりでございます。

二次試験につきましては、小論文と集団討論がございます。小論文につきましては、小論文の専門家の方に依頼しているところございまして、その点数をもとにすることと、集団討論につきましては、試験官がございます。試験官といたしましては、市長、副市長、教育長、企画部長が採点者でございます。その中でもう一人、集団討論の中で事務的な役割をする者が1名、人事課長等が入っているわけでございますが、採点者は4名でございます。

その集団討論におきます採点内容でございますけれども、1人持ち点を100点といたしまして、項目的にはちょっと支障がございますので申し上げられませんが、協調性などを見るための集団討論でございまして、ある程度の課題を与えまして、グループといたしまして6、7名程度集団討論させまして、ある程度の課題に基づきまして結論を導き出していただきまして、その討論の中でそれぞれの協調性などを判断させていただきまして、その4人の採点者の合計点の平均点が集団討論の点数ということになりまして、集団討論の点数と小論文の点数の合計が二次試験の成績の判定ということになるわけでございます。

次に、三次試験におきます面接試験でございます。面接試験につきましても、試験官は先ほどの4名でございます。そのほかに受付程度の事務を行う試験官が1名、その部屋に入っております。面接につきましては、受験者1人ずつ約10分程度面接を行いまして、それぞれの試験官が10項目の評価項目に基づきまして、それぞれ持ち点100点で採点をしていただきます。その採点者の4人の平均点はその三次の面接試験の最終の成績ということになりまして、上位の者から必ず合格という形をとらせていただいているところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、次に、最終合格通知送付人員及び市内、市外、県外など住居区分についての答弁を求めます。

部長。

吉村企画部長 失礼いたします。それでは、先ほどの3ページの年度別採用試験受験者数の状況とい

う資料をごらんいただきたいと思います。5ページをお開きいただきたいと思います。

これも平成23年度を例にとって申し上げたいと思います。採用者は一般職で18名でございます。採用者の内訳の市内が5名、県内が9名、県外が4名でございます。建築技術につきましては、採用者数は1名で、市内が1名でございます。土木はございませんでした。保育士につきましては、採用者数3名に対しまして、市内が2名、県内が1名ございました。

以上でございます。

赤井委員長 ただいまの答弁に対し、補足または関連する事項について、何かご質問ございませんか。
春木委員。

春木委員 先ほどのご説明では、要は試験官、二次試験も三次試験も試験官の、あるいは小論文の結果の点数の高い者から順に合格を出していくと、こういうことございましたですね。じゃ、今ご説明いただいている県外、県内、市内というのは、これはいわば結果としてこうなると、こういうふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 先ほど申し上げましたとおり、上位の者から採用ということになりますので、上位の者の内訳が結果的に県内、県外、市内という形にあらわれているところでございます。
以上でございます。

朝岡委員 春木委員。

春木委員 ちょっと、再度、だから先ほど少し集団討論のときの説明として、中身は詳しくは言えないけれども採点するポイントを決めてそれぞれ採点されているんだと、こういうご説明があったと思うんですけど、そのときにどこに住んでおられるかというような情報というのはもちろん入っていないということでしょうか。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 入っておりません。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 この中で、今説明してる質問事項の中にあります市内、市外、県外、これについての質問なんですけど、ここで市内、市外、県外この3つの住居区分とかは最初に質問出したのは私だけだと思います。というのは、これ、先ほどの卒業証明、卒業資格見込み、この証明と同じくこの最終合格通知送付人員というこの通知送付このところ住居区分、この住居というのは、確認は何でされているんですか。応募するときの添付書類の中に確定するものがあるのかどうか。それとも住所の欄に書かれたとおりを住所として認定されているのか、ちょっと確認したいんです。

赤井委員長 補佐。

吉川人事課長補佐 採用試験を行っている段階、そやから最終合格者に対して合格通知を出す段階までは申込書に記載された住所なり連絡先をとっております。

その確認といいますのは、郵送しますので、それがちゃんと届けばそこにお住まいであるというところで確認できる。

採用ということになりますと、今度は手続上、住民票なりを徴取いたしまして、それで最

終居住地を確認しているというのが現状でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 そこで、1つ質問なんですけど、このやり方で募集、応募されたとき、Aという住所を書いておられた。採用後の住民票取得されたときに募集のときに応募された書類の住所と違う住所という方はおられないですよ、まだ。住民票の個票、これのチェックまで入るんですか。というのは、書いた自分の自己申告の住所をもって受験されて、合格したときに通知が来たとき、そのときの受験されるに出したときの住所が違ったということはおられないですよ。

赤井委員長 補佐。

吉川人事課長補佐 実際、受験時点と採用時点と住所地が違うという方は当然おられます。というのは、遠くの大学へ行かれていて、当時は遠くの住所にお住まいになっていて、実際に就職のときにはこっちへ帰ってきてこっちの住所になっているとか、そういうときもありますし、基本的に居住地の自由というのがございますので、途中で居住地を変えられる方も当然おられます。その場合は、こちらへ連絡いただくとかそういうことにしておりますし、その辺は必ず同じということではございません。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ちょっと、私、聞いているのと、今答弁していただいたの、私自身の理解の仕方にちょっとずれるんですけど。言っているのは、現物、願書、市役所へ出されます。このときに出している住所は自分が記載した住所ですよ。その時点においてその方がとられる住民票、これが一致しているものであったのかどうかの確認というのはないのかなと思ひまして。

あくまでも、変な言い方で、あつてはならない、だけど私としてはあつてほしいんですけど、市内の人をよう採らるねんとかいう、世間のうわさで物言うたらだめなんですけど、そういう感情的なものがあつて、葛城市内の住所、親戚なり、なおかつその住所を使って書かれた。ところが、今度採用されたときにはその募集された応募用紙を出されたときの住所がその時点でなかったと、居所を書かれた。あこには住所と書いてある、居所って書いてないと思います。居住地やなく住所記載となっておれば、本来の住所というのは居住地で書いていいのかどうか。そういう方おられないと思うけど、そういう部分、チェックもされるんですか。そうでないと、ここです市内、市外、県外、崩れるんですよ。最終合格時点での居住地とか住所というふうになっていますのでね。その辺、ちょっとそういう問題起こらないの。その分で聞いて、今返ってきたのが、合格通知を出したとき届いたと。それでもってまた合格したもんが住民票とると。それでなくて、最初の出発時点の確認なんです。合格時点の確認やないんです。その分をちょっと。

赤井委員長 市長。

山下市長 これは、あくまでも質問されたから、市内、市外、県外ということを区分しているだけで、うちとしては採用するに当たってどこに住んでいるかという区分はいたしておりません。ですから、これはあくまでも聞かれたからその方の採用地がどこであったかということを区分しているだけの話でございます、あくまでもこれは記号でございます。我々にとって、その採用した人間が優秀かどうかということだけが必要であり、その住所地ということは一切

考慮していないということでございますので、そのような観点の上でご判断をいただきたいというふうに思います。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 今、市長答弁されましたけど、私聞いていると違いますね。私言っているのは住所地がどこであるから採用するのではなくて、市内優先、市外が一步引いてもらう、県外採らないということ聞いているんでなくて、先ほどの資格の問題でも言いました、最低限、葛城市を受験されるんです。でしたら、自分の住所地を書くのが本当やと。学歴も一緒です。大学在学中に高校卒業で受けられる方おられたんかという、なかった、またあったという範囲であったけど、市長おっしゃったことで、市内、市外、県外をもって採用を区分しているんじゃないで、その前の質問なんです。それだけ理解してほしいです。

山下市長 はい、わかりました。

中川委員 それで市長からその答弁あると思いませんでした。それじゃないです。質問しているのは。ということです。

山下市長 はい。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、続いて、4番目の調査事項であります葛城市職員採用試験における市長の採点及び合否判定等に係る事項についての質問をいたします。初めに、第二次試験以降における採用試験のあり方について、理事者面談の経過等の所見について答弁を求めます。市長。

山下市長 職員採用試験における首長の関与というところでございます。

県内の採用試験実施体制というのが皆さんのお手元の資料に11ページ、12ページで配られているようでございますけれども、奈良県内で市長がかかわっている市は葛城市だけであると。それがいけないことかのように聞かれたこともございましたけれども、それを禁止する法律もございませんし、私は至極当然のことだろうというふうに思います。

ただ、それを同時に発言をされた中に入っておりましたけれども、第三者委員会であるとか、その公平性、公正性を担保する人たちを入れてはどうかというご提案も同時にいただきましたので、そのことに関しましては、今後の検討材料にしますというご答弁をさせていただきました。

その中で、前回から公平委員の1名の方に入っていていただいて、その合否判定の過程に加わっていただくということをさせていただいております。ひとつ、前進というのか、公正性を保つためには、前進というふうに表現をさせていただこうというふうに思っております。

職員は誰のために存在するのかといえば、住民のために存在をするわけです。住民福祉の増進のために、我々は法に基づいて仕事をさせていただきます。どういう人たちが適当なのか、ふさわしいのかということを判定するのに、最高決定責任者である首長が関与して何が悪いのかという思いもございます。やはり、この葛城市の将来を任せるに足る人物をできるだけその短時間で見抜くということは難しいかもしれませんが、責任者としてその責

を負うということはとても大事なことであろうというふうに思っております。

私が市長になりましてから、平成21年度から二次試験、三次試験という形で1つの試験をふやさせていただきました。今までは筆記試験と論文と適性試験と面接で、これを一次と二次に分けてやっているだけでございましたけれども、やはり試験と面談の10分の時間だけではその方の本質を見られないだろうということで、討論をする中で、その中で本質が出るかどうかというのはわかりませんが、一端は見えるかもしれないということで、集団討論というものを入れさせていただきながら、積極性であるとか、皆をまとめていけるだけのリーダーシップを持っているとか、また事務的に引き受けるだけの度量があるとか、そういうようなものをその試験の中で見させていただきたいという思いで、二次試験というのを新たにつけ加えをさせていただいたわけでございます。

いずれにしても、これからは公平性、公正性というものをどれだけ担保できるのかということ、外部の委員会なのか、公平委員さんなのか答えは今出しておりませんが、加わっていただいて、住民の皆さんから公正に選ばれているということを引きとって理解してもらえようという体制で採用にかかわってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

赤井委員長 ただいまの答弁に対し、補足または関連する事項について、何かご質問ございませんか。
春木委員。

春木委員 今市長からお話をいただきましたが、具体的に、先ほど部長の説明の中で、二次試験の場合の幾つかの点ということで、協調性とか幾つか例として挙げられました。この面接の際に各4人の方々が100点を持って点数をつけられると。そのときは、一体どういうポイントというものを点数の中で挙げられているのかなということを差し支えなければお示しを、例として挙げていただきたいということが1つです。

それと、公平委員会って、ちょっと僕その辺がよく理解してなかったものですから、今年から加わってもらっているというお話がございました。どういう形で加わっておられるのかということについても、ご説明をお願いしたいと思います。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。ただいまの春木委員のご質問の集団討論やあるいは面接試験におきますその評価の採点の仕方のポイントでございますけれども、どういうところを見て点数をつけるかとなりますと、やはり今後の試験の執行にも影響がございますので、それはご説明は控えさせていただきたいと思っております。

現在、平成24年度から、公平委員会の委員長さんに採用試験につきましても役割を担っていただいております。第一次試験の採点結果の開封から第二次試験の集団討論の採点者、第三次試験の面接試験の採点者にかかわっていただきまして、それぞれの採点結果の合否判定まで全てにかかわっていただいているところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 採点にも加わられておるといいますか。

吉村企画部長 はい。採点にも加わっていただいております。

以上です。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 済みません。再確認ですけど、前、そういうことちょっとはっきりしていなかったものから。じゃ、今は5名の試験官で面接をされているということでしょうか。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 従来の、市長、副市長、教育長、企画部長、そして公平委員さん、そして平成24年度につきましては、人事課長もこの採点者に入りまして採点させていただいております。

春木委員 今、そういう点については改めて確認をさせていただいたというふうに思っております。そういうことで、平成23年度のやり方とは現在は変わっているということと理解をさせていただきました。

関連してですけど、市長は加わっているからだめだということを申し上げているわけでもともとありませんで、二次試験の場合は小論文ということで違うファクターが入っているんですけども、要は、面接の場合は、今までは市の内部の方だけだということだったので、それはやっぱり外部の方もぜひ入れるべきだというふうに理解しているものですから、いろいろと言ってきたと思うんですけど、現実的にそういう改革の方向へ行っているということを確認させていただきましたということです。

赤井委員長 ほかにありませんか。

西井委員。

西井委員 ちょっと聞きますねけど、グループ討論の採点の仕方についてお伺いします。

60名、70名で、一次試験を通られた方々がグループ討論に入ってくるわけですけど、7人か8人くらいで各グループでされるわけですけど、結局、例えば、1つのグループが活発的な人また印象的に立派な人ばかりが偶然固まると、グループごとで何人か採用するんやなくて、各1人ごとに点数をつけていって、A、B、C、D、Eとかいうグループ全体の中で順番づけてされるんか、ちょっとその辺だけ確認して教えてもらいたいと思いますが。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 集団討論につきましては、グループ分けにつきましては、お手元に配付しております資料にもございます。8ページから9ページにわたってでございます。これは平成23年のグループ討論のグループ分けの表でございます。おおむね平成23年につきましては、8名程度でグループ分けをして集団討論を行っているところでございます。

集団討論につきましては、それぞれのグループによりましては、委員のおっしゃられるような内容もございます。それぞれの採点者の判断に任せているところでございますので、公平な目で見ていただきながら採点をしていただいているところでございます。

そのどういうところを見るかというのは支障がございますので控えさせていただきたいと思っております。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 これ、表にあるように、1つの班8人で、A、B、C、D、EからHまでであると。1つの

班、2つの班、3つの班、4つの班というふうな班の中で何人選ぶんじゃないくて、全体の中で点数をつけて、ほんで上位何名を選ぶという形にされているんかどうただけ聞きたかった。

せやから、例えば、見せてもうた中で、一番最初の組の中で8人の中で8人ともよかったら8人とも点数が上がる可能性があるんかどうか。また、次のグループでは8人とも悪いこともあるやろうと思うので、その辺で全体の中で点数見ておられるんかどうかを聞きたい。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 グループごとに1人ずつ採点するわけでございます。

したがいまして、活発なグループに入っておられた方々の発言につきましては、それで点数がつくわけでございます。その点数が最初の基準となりますので、各グループにおきましてもその採点も参考にしながら採点をさせていただいているというところでございますので、全体の中での採点ということでご理解いただきたいと思います。

赤井委員長 ほかにありませんか。

春木委員。

春木委員 先ほどの質問に関連して、ちょっとごめんなさい。

面接のときにあらかじめ採点するポイントを決められるのかということについては差し支えがあるので答えられないというご答弁をいただいているんですが、集団討論では、例として協調性とかあるいは市長は積極性とか取りまとめ役とかそういう幾つか例を挙げておっしゃったわけですが、お聞きしておきたいのは、あらかじめ一定の基準をそれぞれに示されておるのか、それとも全くフリーにそれぞれの採点者が面接のときの採点に臨まれるのか、この点だけはっきりしておいてほしいと思います。

赤井委員長 部長。

吉村企画部長 先ほど申し上げました協調性等を見るという内容でございます。その協調性を見る場合に、それぞれ協調性ではどのようなことに注目して見ていただくという項目も細かく分かれています。協調性以外にもいろいろ項目がございますので、その項目ごとにどういう点を見ていただいて採点をしていただくかという内容も明記しておりますので、その辺で採点をしていただいているというところでございます。

春木委員 面接も一緒ということですか。

吉村企画部長 面接も同じでございます。

春木委員 はい、わかりました。

赤井委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、次に、第二次試験以降の面接試験における加点方法についての答弁を求めます。

部長。

吉村企画部長 第二次試験以降の面接試験における加点方法でございます。

今までの答弁と重複する部分も出てくるところもございますけれども、現在の二次試験につきましては、一般職、土木、建築職につきましては集団討論と小論文試験でございます。

保育士、消防職につきましてはこのほかに実技試験がございます。

集団討論につきましては、先ほどの別紙8ページから9ページにかけての資料で班分けをしております。班分けにつきましては、集団討論は受験者7、8名程度を1つのグループとして与えられた課題について討論を行っていただきまして、その中でグループごとに司会者や記録係など自分たちで決めていただきまして、課題について各自意見を出し合ってくださいまして、その課題に対しての結論を導いていただく。これを試験官が受験者ごとに採点を行い、結論を評価するのではなく、その課題について各自の考え方や討論の過程でその協調性などと人となりを総合的に判断して採点をさせていただいております。

論文につきましては、課題を与えてその作文の結果に基づきまして専門家に採点を依頼しているところでございます。

また、適正検査につきましては性格診断等を行うものでございますので、参考としての内容でございます。

次に、三次試験につきましては個人面談でございます。試験官5名でございます。平成23年度につきましては、試験官5名のうち採点者は4名でございます。三役と企画部長でございます。場合によっては、消防職の場合には消防長などに入らせていただく場合もございます。

面接につきましては、受験者1名ずつで約10分程度で行っております。採点者は各自それぞれ受験者に対して質問を投げかけていただきまして採点を行うわけでございます。他の採点者もその受け答えを評価していただけます。各自採点を行う場合の持ち点は100点でございます。最終、4人の平均点を得点として、合格者は必ず高得点の者から順次合格ということでございます。

以上でございます。

赤井委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようでしたら、次に、今後の採用事務に係る市長の関与についての市長の方針について、先ほどいただきましたが、また済みません。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 そうしましたら、ないようであります。

次に各年度の採用辞退者数の理由についての答弁を求めます。

部長。

吉村企画部長 各年度の辞退者数でございます。

お手元に配付の資料の4ページをお開きいただきたいと思います。右から2列目でございます。採用辞退者数をそれぞれ年度ごとに明記しております。

平成23年度の例で申し上げますと、一般職の事務職最終合格者23名のうち辞退者数は5名でございました。なお、辞退する場合は辞退届を提出していただいておりますが、理由を記載する必要はございませんので、理由等については不明でございます。

以上でございます。

赤井委員長 ただいまの答弁に対し、補足または関連する事項について、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、以上で全ての調査事項についての質問は終わりました。

本日の会議は、時間の都合上、この程度にとどめたいと思います。

次回は、本日の調査を踏まえ、委員会としての結論を出したいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

ここで、委員外議員の発言の申し出があれば。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、発言を終結いたします。

長時間、審議いただきましてありがとうございます。

これもちまして委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

赤 井 佐太郎